

最高裁秘書第801号

令和4年3月28日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

2月22日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

最高裁が法務省から司法試験合格者の順位が分かる文書を受領した際に取得した文書（直近の事例に関するものであり、司法試験合格者の氏名が含まれる部分は除く。）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（4233）5240

最高裁秘書第1003号

令和4年4月1日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

最高裁が法務省から司法試験合格者の順位が分かる文書を受領した際に取得し
た文書（直近の事例に関するものであり、司法試験合格者の氏名が含まれる部分
は除く。）

2 苦情の申出がされた日

令和4年2月28日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（最情）謝問第57号

(2) 謝問日

令和4年3月28日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

最高裁秘書第1004号

令和4年4月1日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情） 諒問第57号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

令和4年3月28日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、任官希望の司法修習生の司法試験合格時の順位は、その者を判事補として採用するかどうかを決定する際に不可欠な情報であるから、本件対象文書は存在する旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

最高裁が法務省から司法試験合格者の順位が分かる文書を受領した際に取得した文書（直近の事例に関するものであり、司法試験合格者の氏名が含まれる部分は除く。）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、2月22日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 最高裁判所では、司法修習生の採用、司法修習及び司法修習の終了等の事務を行っているが、これらの事務のために司法試験合格者の順位が分かる文書を取得する必要はなく、文書の取得を義務付ける規範もない。本件開示の申出を受けて、念のため最高裁判所内を探索したが、本件開示申出文書は存在しなかった。

(2) よって、原判断は相当である。